

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年5月9日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している多機能型地震観測装置・DCP装置（以下、「本装置」という。）の点検調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 多機能型地震観測装置・DCP装置の点検調整
- (2) 業務内容 地震・震度の観測を行っている装置及び観測されたデータの伝送を行っている装置について点検を行うと共に、機器を正常な状態に維持するため、部品等の交換、機械部分の注油、清掃、機能確認等の調整を行う。また、無線局として許可された電波の基準を満たしていることを確認する。
- (3) 履行期限 令和元年9月30日（月）

3 業務目的

本業務は、本装置により防災業務に使用する地震及び震度観測データが年間を通じ24時間連続して正常な機能を維持した状態で観測及び伝送できるように各構成機器の点検調整を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- 本装置は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用する地震及び震度観測データをリアルタイムで処理を行う重要な装置であることを理解し、本装置の点検調整を行う技術を有すること。
- (3) 設備・システムに関する要件
- 当庁で運用している本装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検調整を行うとともに、装置全体として所要の性能を維持させる技術を有すること。
- (4) 守秘性に関する要件として、当該業務を実施するうえで必要される下記要件について記載すること。
- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
- 履行期限までに点検調整を完了する体制を有するとともに、点検調整後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。
- (6) 業務実績に関する要件
- 観測機器及びデータ伝送装置の点検調整の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 吉田 松司

電話 03-3212-8341 (内線 2578) FAX 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年5月9日(木)から令和元年5月28日(火)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年5月29日(水)17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。